

円覚寺所蔵尾張国富田莊絵図の成立事情

磯 貝 富士男

The History of A Manor Map of Owarinokuni Tondanosyou in 14th Century Japan

Isogai Fujio

要旨

本稿は、円覚寺所蔵尾張国富田莊絵図を手掛かりにバリア海退進行過程における沿海地域の海岸線の変化や土地利用の在り方等を考察するための前提作業として、絵図作成事情を明らかにしようとしたものである。この絵図の成立事情については、近年研究が進むに従ってかえって諸説分立が甚だしくなっている現状に対して、次の諸点を解明した。まずこの絵図研究史の検討により、今日の問題点は、この絵図が堺争論要素と富田莊全領域図要素の二側面を備えているのに対して、今まで二者択一的判断の枠内で論議している所にあることを明らかにした。その上で、この絵図右下に貼り換えた部分があることを重視し、初め富田莊全領域図として作られたものが、後に一楊御厨余田方との堺争論の必要から論所部分を含む一紙を貼り換えて堺争論絵図に転用したものであることを明らかにした。さらにこの富田莊は通常の莊園常識とは違って内部には領家領と多くの国衙領とが含まれており、それらの内鎌倉時代に地頭請けを行っていた区域に建物を描いている点に絵図の特徴を見いだした。そのような原図作成時期としては、鎌倉幕府滅亡後国衙領部分における地頭請の権利を剥奪した後醍醐政権に対して、一三三四年その権利の復活申請を行なった際である可能性が大きいことを明らかにした。そして足利政権成立直後一三三六年九月国衙領への地頭請権は回復され

たが、その後余田方との堺争論も提起され、一三三六年末～一三三八年初め頃の間には争論図への転用がなされたであろうことを推測した。

目次

はじめに

第一章 絵図成立事情をめぐる研究史と本稿の課題

第一節 富田荘絵図成立事情をめぐる研究史概観

第二節 嘉暦二年地頭請契機説の検討

第三節 暦応の堺争論契機説の検討

第二章 現存図原図と円覚寺領富田庄の所領構成

第一節 原図の存在について

第二節 円覚寺領富田庄の所領構成

第三章 暦応年間の堺争論と現地調査をめぐる
むすびに

はじめに

今日、歴史時代における海水面変動を探る手掛かりは様々な形で見いだされつつあるが、円覚寺所蔵尾張国富田荘絵図⁽¹⁾もその貴重な一つである。それは、この絵図が作成されたと考えられる鎌倉末期から南北朝初期は、海水面がこの二千年間で最も上昇していた一一〇〇年頃のロットネスト海進第二頂点期から十五世紀中頃の最下降期に向って次第に低下していく過程に当っており、この分析によってパリア海退進行過程における沿海地域の海岸線の状態や土地利用の在り方などを明らかに出来ると考えているからである。この課題遂行に先立ち、絵図作成事情を明らかにする作業が、手続き上必須の課題となってくる。

弘安五年北条時宗が無学祖元を請じて創建した円覚寺は、翌年將軍家祈禱所となるに伴い富田荘地頭職等を寄進され寺領の経済的基礎を固めた。この円覚寺が所蔵する尾張国富田荘絵図は、戦前から荘園の内部構成などを視覚的に知りうる貴重な絵画史料であるとして注目され、特に一九八〇年～九〇年代初頭にかけて黒田日出男氏を初めとする絵画史料利用方法の研究が進み、描出内容の解釈或いは絵図の作成事情・時期・

基本的性格等について論点も多角的に提示され考察が一段と進んできた^③。しかし、本絵図の場合研究の進展にしたがってかえって作成時期・事情等について諸説分立が甚だしくなり、ここ十年はいきづまりを見せ本絵図の利用も敬遠されがちとなっている。かような諸説乱立状態となつたのは、根本的には成立契機や時期を示す具体的記述を見いだし難いという史料制約条件に起因すると思われるが、加えて各論者がそれぞれ重要な事実や論点を提示しながらもまだそれら諸事実の評価が適正になされていなかったり、或いは論点が十分につきつめられず、拡散してしまっているからでもある。一度各説を整理し、先学の指摘された諸事実を史料と絵図内容に照らして検証し、各論点をつきつめていく作業が必要となってくるだろう。まず絵図作成事情をめぐる研究史の基本的展開を跡付け問題解決の糸口を得よう。

第一章 絵図作成事情をめぐる研究史と本稿の課題

第一節 富田荘絵図成立事情をめぐる研究史概観

絵図成立事情をめぐる研究史では大山喬平説と黒田日出男説が画期をなしている。大山説以前は、独自の内容分析がなされないままに直観的に作成事情が想定されていた。文献史料から暦応元（一三三八）年以後東隣の一楊御厨余田方との堺争論が室町幕府に提起されていたことが分かるので、そこに作成契機を見いだす考えが優勢であった。一九三六年米倉二郎氏は堺争論を契機として暦応元年に作成されたとして、後の黒田説と同時期を指摘していたが、これを円覚寺方から具書とともに提出したものとする黒田説と違い幕府が現地に人を派して作製した新造絵図に当たるとした。また「この時始めて測量して作製した部分はおそらく係争地付近だけで、その他の部分については基図となるものが既に早くから存在して」おり、「円覚寺文書目録」にある「下六ヶ里図」や「富田荘十二ヶ里絵図」がそれに当たっていた。一九六一年水野時二氏は、「暦応元年に富田荘と一楊余田方と萱野の境で争いが起こり、そのときに絵図をそえて訴えているからその当時の作成にかゝるもの」だとして黒田説と同じ認識を示していたが、これを後述の十二ヶ里絵図と同じであるとした点は「十二ヶ里絵図」認識と未分離であった。両氏はこの絵図作成時期を、堺争論の中の特に暦応元年に絞ったものだが、一九五二年板倉勝高氏は、この絵図を資料として「一三四〇年代の日本庄園の村落構造について地理学的研究をなした」と一三四〇年代説ともみえる言い方をしている。この段階は堺争論契機説が有力であったが、これを正平七年二月「円覚寺新文書目録」に見える「富田荘十二ヶ里絵図」を基図とするか或はそのものとみなす点ではほぼ共通認識にあった。

以上の如き中で、この「十二ヶ里絵図」を嘉暦二（一三二七）年地頭請に際し作成されたものとして堺争論契機説と切り離してみていたのが一九五六年『鎌倉市史資料編二』であったが、史料集という性質上その実証的根拠は示されずその目録記載に付して絵図を収録する形でこの認識を示すにとどまっていた。これを積極的に論証したのが一九六五年大山喬平氏で、①現存絵図記載中には当時の萱野領有争いの係争内容との

一致が認められないとして堺相論契機説を否定した上で、②現存図は十二里を中心とする富田庄全域を表現していて、その内容は正平七（一二三二）年「円覚寺新文書渡目録」に「一卷富田庄十二ヶ里絵図并地頭請所訴陳等具書案」とあるその十二ヶ里絵図に当たるとして、それが地頭請所訴陳等具書案と共に保管されていたことを根拠に地頭請契機説を主張した。③地頭請の時期については承元五（一二二一）年と嘉暦二（一二三二）年の両度の存在が知られるが、正和四（一二三五）年に作成し文保元（一二三二）年、元応二（一二三〇）年の両度に追加を加え、元亨四（一二三四）年に最終確認を行なった文書目録に記載の無いことを根拠に、現存絵図は嘉暦二年近衛家に対して領家年貢を請負った際に作成されたものである、としたのである。その後一九七〇年安田喜憲氏や一九七三年『神奈川県史資料編古代・中世（二）』付録「尾張国富田庄繪圖」の解説（竹内理三）等がこの説を支持している。

一九八四年黒田日出男氏は嘉暦二年地頭請契機説を批判して境争論契機説を再提起した。大局的論点は二つある。まず「富田庄十二ヶ里絵図」とは考えられないことについて、（１）正平七年「円覚寺新文書渡目録」に記されている「富田庄十二ヶ里絵図」は「地頭請所訴陳具書案」の末尾に貼り継ぎ巻かれていたと考えられ、一紙ないし二紙分程度の小型の絵図であったと推定され、現存富田庄絵図のような大型の絵図とは考えがたいとし、また（２）「十二ヶ里絵図」とあるからには、十二ヶ里だけをコンパクトに描いたものと考えるべきであるとし、地頭請契機説を斥ける。次に、今まで気付かれていなかったが、現存絵図には御厨余田方との間に引かれた境界線を始めとして、萱野相論に関わって円覚寺富田庄側の立場と主張によって作成されたとみなしうる根拠を豊富に見いだすことが出来ることを明らかにし、さらに目録類の記載の分析から、この富田庄絵図が暦応元年（一二三八）に、円覚寺富田庄側の立場と主張によって作成された堺相論絵図であるとした。黒田説以後は、一九八五年小田雄三氏の如く黒田説を支持する立場もあったが、むしろ、暦応元年第一回目現地調査後にこれ以前の絵図を一部改編したものとす一九八九年小川都弘氏の黒田説修正説、一九八七年吉田敏宏氏の大山説補強説、或は第三の方向性を示す一九九〇年上村喜久子説、と諸説は分裂していく。上村氏は現存目録内記載絵図の枠内での比定を争った従来の論議を批判し、本図を庄全域を総覧する視覚に立って描かれた円覚寺の支配領域図とみなす立場から、地頭請契機説・堺争論契機説の両方を否定し、「作成年代を限定することはできないが、この絵図には嘉暦二年の地頭請以後の円覚寺支配全盛期の状況が示されていると考えられること、そしてこのような絵図は、全盛期に到達した全領域を改めて確認・主張する必要の生じる政局の転換期にこそ作成されるのではないかと、むしろもっと後に作成された可能性を示唆している。

第二節 嘉暦二年地頭請契機説の検討

大山恭平氏の嘉暦二年地頭請契機説富田庄十二ヶ里絵図説の根拠となった認識は、前述の①②③三要素が一体化してものであったが、①は暦

応の境争論説を斥ける論拠ではあるが、嘉暦二（一三二七）年地頭請説の根拠ではなく、③は地頭請説を前提とした上で、その場合嘉暦二年のものとするべき根拠として挙げられている。したがって積極的根拠は②だけとなる。黒田氏による十二ケ里絵図説批判の論点の内、（一）十二ケ里絵図を一紙ないし二紙分程度の小型の絵図とする論証の全てにまで賛成できるかどうかは保留するが、（二）十二ケ里だけをコンパクトに描いたものとする点は、十二ケ里絵図が富田荘領域の部分図であると考えられるのに対しこの絵図が全域図となっている問題性の指摘として正鵠を射ているといえよう。この点は一八九九年小田雄三氏も支持し「富田庄十二ケ里絵図」は富田庄十二ケ里に限定した絵図と解する他はないとされ、さらに「何故に地頭の領家年貢請け負いに関する相論において、庄内十二ケ里に限定された部分図が作成されたのか」と問題提起しそれは「地頭の請け負い対象地が富田荘全域ではなく、十二ケ里に限った部分図が作成されたの」かと問題提起し示している。さらに一九九〇年上村喜久子氏が「絵図の描く区域は上述のように十二ケ里を中心とする荘域以外に多くの飛地、さらには領家を異にする富吉荘加納・北馬嶋までを対象としており、荘内については寺社・家屋の分布など多様な情報が含まれている」としている点も有効な批判点であろう。

以上の如く現存図が「十二ケ里絵図」とみなしがたいという問題点は決定的で、どうみてもこの絵図は富吉荘加納・北馬嶋・萱津宿まで含めた富田荘全域図となっており、「十二ケ里絵図」より範囲は広いのである。これに対し、「十二ケ里絵図」説に固執する場合、作成目的は基本的に富田庄十二ケ里を表現するためであっても、結果的に全域図となってしまうこともありうることで、矛盾するという程のことではない、という反論が予想される。もしそのような「十二ケ里」の絵図であるならば、一目見て全体の中でその範囲が分かるようになっていなければならないだろう。しかし、この絵図からは十二ケ里の範囲とその外の荘域全体を区別する基準を何ら見いだすことができず、視覚的に十二ケ里の範囲が分かるようになっていない。色の区別もなく、堤防も十二ケ里とその外を区別する手段になっていない。また建物・樹木が描かれているのも必ずしも十二ケ里だけではないし、逆に十二ケ里地区でも総て建物・樹木が描かれている訳でもなく、他地域にも同程度の詳しさを描かれている所を見いだすことは出来る。十二ケ里の範囲確認は、絵図を分析的に見ること、すなわち区画に「里」表示のついている地名を確認することによってしかできない。その場合も「得真里」は里表現ではなく「上得真」と「下得真」とあるだけで、里表示によって十二ケ里を確認するためには稲真里と合体している包里を含めて数えねばならない。現存絵図呼称として「富田荘全域図」という表現はありえても「十二ケ里絵図」とは到底言いがたい。十二ケ里絵図としては領家直属の佃三町や地頭請け対象地等内部構成が示されているようなものを想定すべきだが、そのような詳細性はみられないのである。

以後地頭請説支持者が新たに付け加えた根拠は多くはなく、また十分なものではない。安田喜憲氏は、「富田庄古図の萱野にあたる江松一帯には、萱野はおろか、その北端をとりかこむ旧河道すら描かれていない」ことを境相論契機説否定の根拠として挙げて、逆に地頭請に際して作

成された十二ヶ里絵図説の根拠となりうるとしている。しかし江松を論所と考える点は検討違いであって、論所相当地には萱野がしっかり描きこまれている事実に反するし、旧河道が描かれてないのはむしろ自らの主張に都合がいいように描かなかったものとみることができ、根拠にはならない。次に黒田説登場以後大山説を補強しようとした吉田敏宏氏の論理展開は、現存図を界争論図とする黒田説の論拠への批判に多くを費やして「絵図の全体が示すさまざまな特質は、富田荘の所領構成と、領家・地頭の支配対象の詳細な描出に焦点を結んでいるのであって、これに対応する作成契機を求めうるならば、やはり嘉暦二年の地頭請が最も適切」であるとしたが、嘉暦の地頭請契機説の根拠として挙げているのは次の二点にすぎず、薄弱でもある。①「藤原氏」というだけでは領家近衛家に限定出来るわけではないし、「御品田」を領家佃三町に比定している点も根拠は全く示されてない。今のところ単なる想像の域を越えるものではない。また仮に領家近衛家の存在を反映したものだったとしても、なぜその存在が「嘉暦の地頭請以後には想定しがたい」ということになるのだろうか。②長須賀対岸の旧河道の詳細な描出を「絵図作成当時、この地区の境界に一定の緊張関係が存在し」ていたことの反映とみて、このことをもって「両者無異論」として決着済みであった暦応元年以前に絵図が作成されたことを暗示している」とし、これを嘉暦の地頭請け説の根拠としている。このいわば三段飛び論法については、一段階目は納得できるが、二段階目はもっと説明が必要だと思え（両者異論無しとされたのは現地調査の時であって、それ以前に富田側が用意した絵図にこのような描出がありえないとまではいいきれない）、最後に一挙に三段階目＝結論に飛躍してしまう論法はあまりの不当な飛躍だとしかうけとれない。現存図が莊園全域を描く事実と「十二ヶ里絵図」という名称との矛盾が致命的であることに気付くべきであろう。

第三節 暦応の境争論契機説の検討

大山恭平氏が境争論契機説を否定した根拠は現存図記載内容に「萱野領有争いの係争内容との一致が認められない」点にあったが、黒田日出男氏はその根拠を見いだした。その決定的根拠は、北は「加茂須賀」北端から八尺堤を通って御厨川川口に至るまで茶色の線が引かれている事実の発見にあって、「この線こそ、富田荘側の主張する一楊御厨との境界線」であり「富田荘雜掌の主張とまさに対応する」としたのである。黒田氏は「この茶色の線は、『神奈川県史』付録のカラー図版や東大史料編纂所の模写図などで容易に読み取れる」としているが、確かに目の悪い私でもかすかに残る茶色っぽい線を確認できた。ただこの線は、小川・吉田両氏が気付いている様に境界線の全てにまでみいだせず、助光・常不東側の南北の堤防の所には確認できない。なお境界線に通常用いられる朱色ではなく茶色の線となっていることについて、黒田氏は通常朱色で表現される神社なども茶色となっていることに着目し、「この絵図を描いた人物（絵師）の手許に丁度朱がなかったので」やむをえず朱色の代用として使用することになったとしている。氏はさらにこの境界線の存在（1）以外に、次の図像表現を「界争論図」の根拠として挙げてい

る。(2) 富田荘内である地は、墨色の界線で囲んで地名(里名・名名・宿名等を含む)を記し、要所々々に「富田荘内」と記載して富田荘の範囲を明示しようとしており、さらにその内部には、原則的に寺社や家などを記載して富田荘内であることを示そうとしている。それに対して荘外(他領)については、一楊御厨を除いて無記載である。(3)「長須賀」対岸の三本松と樹種不明の独立樹が他の記号表現と較べて一際大きく描かれているのは、富田荘と一楊御厨の界を示すランドマークの役割を以て描かれたものである。特に巨大に描かれた三本松と独立樹は、流路変動によってあいまいになり不安定となった境界線を明確にするためにも不可欠なランドマークと考えられる。(4)「加茂須賀」対岸の「成願寺」、三本松の対岸の「比叡」神社、八尺堤西側の「助光」「榎津」「常不」の三神社、「江松」堤外の神社などは、境界線に沿って聖なる空間(地帯)の配置を強調したもので、「富田荘側の主張する界を聖化し絶対化」したものと考えられる。(5) 荘園絵図に多くみられる田地が表現されず、代わりに寺社・家・樹木などと並んで萱野が精細丁寧に表現されている事実は、作成目的が萱野を中心とする界争論における富田荘側の主張にあることを示している。(6) 常不・江松の東側八尺堤の外側小堤防内に三字の家が描かれていることとその南の御厨川と八尺堤の間の区域に神社と三字の家が描写されているのは、争論対象地たる「萱野」が寛治以来「新開発」の地であったことに関わって、そこに人間の開発行為が存在していたことを示そうとしたもので、貞和五年の「和与」による中分線北の地点は「下那屋在家東江跡」となっており、「在家」の帰属が焦点の一つとなっていることを窺うことができる。

以上根拠によって、黒田氏はこの絵図が円覚寺＝富田荘側の立場と主張によって一楊御厨余田方との界相論のために描かれた界相論の絵図であることを示しているとし、さらにそれが暦応元(一一三三八)年作成のものであるとする論議を目録類における絵図記載の検討によって主張したのであるが、ここではまずこの絵図が界争論の為に作成されたとする論拠について検討しておこう。黒田説に正面から異を唱えた二人のうち吉田敏宏氏は黒田氏の挙げた論拠について逐一検討した結果、これら(1)～(6)の根拠を「与件としての作成目的を前提とするかぎり、たしかに界争論図にふさわしい特徴とみなしうる」が、「いま絵図の全体を射程におくならば、その表現構造は必ずしも境界を誇張しているとはいえないように思われる」とした。各根拠への評価としては、(1)茶色の境界線の存在と(3)それに沿って砂丘や独立樹のランドマークが配置されていることについて、「この種の境界表現は領域を表現する絵図においても一般的に見いだしうるような特色なのであって、ことさら界争論図としての文脈にのみ解読されるべきではあるまい」ときわめて簡単にかわした上で、(2)(4)(5)(6)については決定的根拠にはならないことを指摘している。(2)(4)(5)(6)についての吉田氏の議論は、決定的根拠にはならないとする主張としてうけとるとすると、部分的に同意できる所もあるが、肝心の(1)を「一般的に見いだしうるような特色」と斥けている点は妥当でなく不当であるといえよう。また吉田論文所載図に、記載のない荘外地名「富吉加納」が創作されている点は、(2)の意義軽視につながっている。私には、(1)を決定的理由、

(2) (3) (5) (6) はそれを支える副次的理由として (4) は保留)、余田方との堺争論図としての性格を見る黒田説は一応支持できると考えている。

ただ問題なのはこの絵図には、余田方との堺争論目的だけからは理解しがたい側面が存在する点であろう。それは上村氏が「全領域図」であるとした側面だが、私には特に建物記載にその性格が表れていると思われる。各区域の建物記載は、余田方との境界線に関する区域だけでなく北方の萱津宿や西方の富吉加納の方まで全体的に描かれているし、描かれていない区域も全体的に存在し、これは堺争論とは関係のない別の基準によって描かれていたと思われる。また「富田庄内」記載は、余田方との境界に関わる加茂須賀だけでなく、北は北馬嶋・馬嶋今村・成願寺・秀時の横の伊勢名に、西は蟹江の北・蟹江今村・泰富の西堤防の西側等に見られ、余田方との境界争いだけを意識したものではない。上村氏や吉田氏が境争論説に与せない理由の一端もここにあると思われるが、このことによって余田方との堺争論要素が存在することを無視するのも誤りであろう。私は、この絵図は本来何らかの目的からなる「全領域図」であったが、後に境相論図としての要素が付加されるようになったものと考えている。したがって本来の「全領域図」成立事情と境相論図として利用されるに至った事情との、二課題を明らかにすることが本稿の課題となってくる。

第二章 現存図原図と円覚寺領富田荘所領構成

第一節 原図の存在について

小川都弘氏が指摘していたことだが、現存図には差し替えた部分が存在する。絵図右下全体の約七分の一程で、東・余田方・御厨余田方・助光・常不・江松の文字があり、また江松東の堤の外の論所と覚しき三角地帯二つ（家三つ描出地は断定はひかえるが、家三つに神社らしきもの描出地は明らかに論所である）が含まれる。この部分は、紙の状態や図像や文字の書込み状態が明らかに他と齟齬をきたしており、次の徴証を確認できる。①前嶋榎津の北枠をなす横向墨線と苔江間の墨線それに苔江南側の堤防線にズレがある。それに対して前嶋榎津北側の空白域の北側の東西線・長須賀の南側の東西の枠線・その東の長須賀南にあたる御厨川西岸の線等は継目が一応ズレていない。ただし御厨川西岸線は、ほんの微かだが太さに違いがあるようにみえる。ズレ幅も場所によって若干違うし、また同じ紙でズレた所とズレてない所があるということは、元の一紙が切り離され新たな紙に描く際の要領の悪さから生じた不手際であると考えらるべきであろう。②長須賀対岸には墨線と茶線の二本の境界線が南北に引かれているが、継目で途切れている。③御厨川が継目にかかる所も継目上の東岸は滲んでいるようにみえるが継目下は滲んでない。また西岸はわずかだが太さが合っていない。④萱野の草表現も貼継いだ一紙の図の方が線もやや大きく大きい。継目西側に描かれた草二つにつ

いては微かではあるが継目で途切れておりその先が東側一紙には続いていない。⑤長須賀南方の継目北側には家二軒分の屋根が途切れて見えており、柱の一部もわずかだが見えている。⑥「一楊御厨」と書いている所の「厨」字も継目で切れている。これら事実、明らかにこの部分の一紙が原図から剥がされ別な一紙を貼接いだものであることを示している。この部分には論所が含まれていることを併せ考えると、原図の一部を差替えて界争論用に作り替えたものと考えられる。小川氏が、この作業を二度目の現地調査前に行なったものとみる説は次章で検討するが、原図を境相論図に作り直したものとみなしうることは確実なことであろう。この差し替えが、一度境界線を書き入れた後になされたものであることは②から想定できる。その作業内容は論所に関する描直しであるが、具体的には、一度描き入れた境界線を描き直し全部描かなくすること、己の主張に不利な古河の跡を描かなくすること、二つの三角地帯への家や神社らしきものを描くこと、海岸地帯の萱草表現を強調すること等を想定しうる。

したがって、この現存図の加筆部分と差し替え部分を除くと、基本的に原図の姿が残されているということになるであろう。以下においてはこの原図の作成事情を考えていくが、その基本的特質は建物記載にあり、荘域内か荘域外かを問わず建物描出箇所は円覚寺が何らかの領有権を主張しようとした区域であったと考えられるので、その権利内容を考え、原図作成目的に迫ってみたい。次は建物等の記載の有無で各区域を大別したものである。上流側分流は余流Ⅰ、下流側分流は余流Ⅱと記す。

〈建物記載の有る所〉

(A) 富田荘荘域内

十二ヶ里内：新家里・下得真・服織里・鳥海里・春田里・横江里・稲真里（包里を含む）
十二ヶ里外で

余流Ⅰと余流Ⅱの間 ……北 散在している石丸の一部・成願寺・御品田

……南 内吉淵・中野・江西・新中野・岩丸・富長・泰富（?）

余流Ⅱと御厨川との間……比叡・長須賀・榎津・助光・常不・江松・今苔江・

（江松の東堤防の東北・江松の東堤防の南東は差替部分）

(B) 富田荘の荘域外（川で区画された外部）の飛び地

北 萱津宿の道に面した光明寺・大師（?）堂・千手（?）堂・円聖寺など七ヶ所、

石丸の三ヶ所

西 富田莊の莊域外：河邊・蟹柳・牛踏・鷺尾——富吉莊加納

〈富田莊莊域内だが建物記載のない所〉

十二ヶ里内 伊麦里・草壁里・上得真・X里・服織里の川の南側・稻村里

十二ヶ里外の莊内区域

余流Ⅰと余流Ⅱの間：北 千音寺・嶋郷・秀時。西 蟹江・今村。南 狐墓・鉢尻・秦追・福嶋・福富・一部堤防が破れている地名なしの区域・鉢尻の西隣の空白区域

余流Ⅱと御厨川の間：北の方から 服織里の余流Ⅱの南側（？）・春田里の東側の四区画・中荒田・苔江・西河和・松本・松本内の西で楕円型の堤防で区画された区域

第二節 円覚寺領富田莊の所領構成

円覚寺は弘安六（一二八三）年「將軍家御祈禱所」とされるに伴い、北条氏が地頭職を有している富田莊を「富吉（莊）加納・上総国畔蒜南庄内龜山郷」などと共に「寺用供給」のため寄進されているが、寄進された内容について考える上で注目しておくべきなのは、大山恭平氏が指摘した領家近衛家との取分比率である。円覚寺が北条氏から受け継いだ地頭取分は弘安六年九月二十七日「円覚寺年中寺用米注進状」と「円覚寺米錢納下帳」によると米一四二八石八斗、錢一五〇六貫八八文であるのに対し、時期は違うが領家近衛家の取分は嘉暦二年（一二二七）五月十八日「領家雜掌有宗契状」によると錢百十貫（毎年十一月中に京進する地頭請分）と領家雜掌直接管理の佃三町分となっている。地頭方に圧倒的に多く配分されていることから、大山氏は「鎌倉後期における富田莊の実質的な領主権の掌握者が地頭（北条→円覚寺）であった」とされた。大山氏は、北馬嶋には別の領家（姉小路三位家）が存在することには気付いていたが、その領有範圍は莊全体からみるとわずかな飛び地だけであつてその他においてはほぼ両權利は同じ範圍に重なると考えていたようだが、以下に明らかにするように近衛家の領有範圍は莊園の一部にすぎなかった。

領家近衛家に対する地頭請の範圍に関する手掛かりとなる文書記述を探すと、「十二ヶ里」と「六ヶ里」を見いだせる。文和元（一二三二）年二月十七日「円覚寺新文書目録」に「一卷 富田庄十二ヶ里絵図并地頭請所訴陳等具書案」とあることから、まずこの地域が問題となるが、他方応安三年（一二七〇）二月二十七日「円覚寺文書目録」「追加目録」には「一通 〇下六ヶ里図」「一卷 〇下里領家返抄」との記述がある。ここで「十二ヶ里絵図」と「下六ヶ里図」との関連、或いは「十二ヶ里」と「下六ヶ里」「下里」との関連が、領家近衛家に対する年貢請負範圍

の問題と連動して問題となってくる。明白なことは、「十二ヶ里」については絵図の名称として出てくるだけで実際の地頭請に関する文書記述としてはでてこない事実である。実際の荘務関係史料としては、応安三年目録にみられる「下六ヶ里図」と「下里領家返抄」一巻との対を見いだせるだけである。これは地頭請による領家近衛家への年貢納入に対する今までの返抄をまとめたものと「下六ヶ里図」が一緒に保存されていたことを意味する。したがって領家近衛家に対する地頭請け範囲はむしろ下六ヶ里であって、「十二ヶ里絵図」という言い方は単に絵図に描かれている対象範囲から付けられた名称にすぎないと解釈すべきであろう。この点は原図の建物記載からも確認することが出来る。十二ヶ里について総て建物記載があるわけではなく、新家里・下得真・服織里・鳥海里・春田里・横江里・稲真里（包里を含む）の七区域にのみ建物が描かれているのである。この内「下得真」には「里」呼称が付けられてなく、また正和四（一二三〇）年十二月二十四日「円覚寺文書目録」に「一通同得真村御寄進状、正安二年二月十七日」とあるように、弘安六年ではなく正安二（一二三〇）年に円覚寺に寄進されているのである。弘安六年の寄進時以来の近衛家への地頭請対象域は下得真を除く残り六ヶ里であったということになり、里数呼称としてぴたりと合う。また「下方」とか「下荘」の呼称も見られる。建武五年閏七月十二日「引付方頭人散位某奉書」に「近衛前関白家雑掌申、富田荘下方去年年貢事」とあり、前年分の年貢納入が幕府から円覚寺に命じられている。さらに同年八月五日付けと考えられる「近衛基嗣御教書」で「尾張国富田下庄建武四年々貢事、申談円覚寺方候之間、止訴訟候了、可得御意候哉」という旨が「前藤少納言」宛てに出されている。これは建武四年分の領家への年貢納入が滞っていたため、近衛家の方から幕府に訴えそれを命じる「引付方頭人散位某奉書」が出され円覚寺も従う姿勢を見せたので近衛基嗣も訴えを取り下げたのであろう。ここでは「富田荘下方」「富田下庄」とかの言い方がされているが、「下六ヶ里」と同じ近衛家を領家とする地頭請領域のことであろう。なお「下」の語がついているのをどう解釈するかという問題が残る。地図から見ると鳥海里・春田里・横江里・稲真里は南側で「下」がついてもよいかとも思うが新家里・服織里は十二ヶ里の中では北側になる（ただし新家里については里内の南側の三分の二であるが）。寄進時の弘安六年九月二十七日「円覚寺米銭納下帳」から「政所分」として「斗上米」とともに「横江郷名主跡田一町・屋敷一所」が給されていることがわかり、横江里内に円覚寺の実務のための政所が置かれていたと考えられ、その管轄範囲に関わる呼称かもしれない。下庄地頭代の存在とも対応しているのであろう。領家近衛家雑掌が直接管理する三町佃の所在地がその六ヶ里の範囲内にあったか否かについては今のところ断定できないが、近衛家領の地頭請け基本的部分が富田荘全域の一部にすぎない六ヶ里にとどまるものであったことは確かであろう。

以上から絵図における建物の記入は、その区域が円覚寺の地頭請所或いは年貢徴収権のある区域であることを示している可能性が大となったであろう。とすると、建物は六ヶ里以外でも、下得真その他多くの区域にも描かれている。もう一つの領家領北馬嶋には描かれてなく中に含ま

れる石丸二カ所の方にのみ描かれている。これら建物記載もこの原則で理解してよいだろうか。富田荘寄進時の所領内容を考える手掛かりはもう一つある。弘安六（一二八三）年三月二十五日北条時宗袖判・佐藤業連奉書の「尾張国富田庄、可_レ被_レ寄進_二円覚寺_一候、差遣_二実検使_一、公私得分委細可_レ令_二注進_一之由、所_レ候也」という記載である。これは、北条時宗が円覚寺に寄進事実を告げた上で、それに先立ち実検使を現地に派遣して収取可能額を調査して報告するように命じている旨を伝えたものである。その現地からの得分について「公・私得分」と記載されていることは、現地からの得分が「公」と「私」に区別されていたことを示している。「私」は、近衛家を領家とする六ヶ里と姉小路三位家を領家とする北馬嶋に係するもの（北馬嶋には地頭請けは確認できてないが）であったと思われるが、「公」は国衙領を差すと考えるべきであろう。それらはかつて北条氏が獲得してきたもので、この鎌倉後期にあつては国衙或いは尾張守護は北条氏の強い影響下にあつて、円覚寺はそれに依存して以後支配を実現していくことになったものであろう。

以上によって、円覚寺領富田荘区域には、領家領二つだけでなく国衙領が多数存在しており、絵図中で建物記載のある区域は円覚寺が地頭請所であることを主張していた領域であつた可能性が強まってきた。この点は、さらに幕府崩壊後の円覚寺の富田荘に関する知行安堵申請に関する一連の史料から、明確な事実が判明する。

建武元年七月十一日「円覚寺長老禅室」宛て「後醍醐天皇綸旨」は、円覚寺領尾張国富田・篠木両荘の地頭請けを認めたものである。そのことに関して「当寺領尾張国富田・篠木両荘事、早止_二中分之儀_一、守_二済例_一、可_レ済_二領家年貢者_一とあることから、はじめ両荘の領家方と円覚寺方とが下地中分によって互いの下地支配を実現するという形で問題收拾が計られていたが、結局この方法は採用されず、前例を認め地頭請が承認されたという事情が伺われる。この綸旨は、尾張国目代宛て七月十三日「尾張国宣」とさらに同十三日「尾張国目代施行状」が添えられ伝達されているが、「尾張国宣」に割注で「但除_二国領分_一とあり、円覚寺に安堵された権利には国領が除かれている旨が明示されている事実が注目される。これは、領家分に対する地頭請の権利は回復されたが、国領分に対する地頭請権安堵申請は認められていないことを意味する。この点はさらに同年十一月十八日尾張国衙宛て「雑訴決断所牒」とそれをうけた同月二十二日の目代宛て「尾張国国宣」から確かめられる。前者には「円覚寺雑掌申、当国富田・篠木両荘事、牒、任_二今年七月十一日_一綸旨、止_二中分之儀_一、守_二済例_一、可_レ弁_二領家年貢之由_一、可_レ令_二下知_一者」と、後者には「円覚寺雑掌申、当国富田・篠木両郷事、決断所牒如_レ此、早任_二今月十八日牒之旨_一、可_レ令_二下知_一給_二之由_一、国宣所_レ候也」とある。一見これは、先の三文書等によって確認された権利を改めて確認しているものとうけとれる内容となっている。しかしもしそれだけであるならば、なぜまた同じことを確認しなければならないのだろうか。むしろこのような回答を引出した円覚寺方からの申請の趣旨が、既に安堵を得た領家への地頭請の再確認等ではなく、その時認められてなかった国領分についての地頭請権の復活承認の申請であつたと考えれば、納得がいくだろう。

う。十一月十八日牒での言い方には国領という言葉こそ見られないが、七月十一日綸旨の内容を改めて強調している言い方には、認めている方についてのみ言葉に出すことによって表現されていない国領部分は認められていないのだ、という趣旨を表しているとの解釈できるのである。それに対して二十二日の「尾張国国宣」の方では微妙ではあるが言葉の上にも表われている。それは「当国富田・篠木両郷事」という言い方にある。愛知県史では「郷」の字の横に「莊」の字がそえられており、「郷」を「莊」のこととする解釈をとっているが、ここで国衙領の単位を示す「郷」という文字が使用されたのは、円覚寺から要請のあったのが国衙領分の方であることが意識にあったからで、いわば「両莊中の国衙領分の事」という意識が働いたものと解釈できるであろう。このように後醍醐天皇は国領分はあくまでも認めない姿勢をとっていたが、政権は長く続かなかった。

建武三（一三三六）年八月足利尊氏は光明天皇を擁立して京都に武家政権を再建したが、翌九月十五日の円覚寺長老宛「足利尊氏御教書」によつて「元弘以来被_レ収公」当寺領并当知行地事、如_レ元不_レ可_レ相違_レ之状如_レ件」と、円覚寺の所領全般が安堵されることになった。この安堵には、当然円覚寺の収入の基本的部分を占めていた富田荘も含まれていたであろう。注目されるのは安堵対象地を、「元弘以来被_レ収公」当寺領」と「当知行地」とに明確に区別してその両方の知行を安堵している点である。ここにいう「元弘以来被_レ収公」当寺領」とは後醍醐天皇の政権によつて収公された所領のことであつて、富田荘の場合申請しても認められなかった「国領」部分への地頭請権も含まれていたと解釈できるのである。

以上によつて、円覚寺が富田荘として領有していた対象には国領と荘領が存在しその特定部分が地頭請所となっていたこと、鎌倉幕府滅亡後後醍醐政権は、領家領の地頭請権しか安堵せず国領への地頭請権は没収してしまったのに対して、足利政権は成立直後に収公分を含めて安堵していること、が判明した。通常の荘園常識では、単一の領家に対応して単一の地頭職所有者が存在するという形となるが、円覚寺領富田荘の場合この常識では理解できないことが判明すると共に、原図作成目的が浮き彫りになってきたであろう。それは、後醍醐政権成立以前に円覚寺が地頭請或は年貢徴収の権利を有していた富田荘内の領家領や国衙領に建物を描くことによつて、その権利を明示しようとしたものではないか、ということである。富田荘内にありながら建物が描かれてない区域は円覚寺の権利が最も希薄な部分で、恐らく年貢徴収実務に関わる権利は他勢力が有していたのではないだろうか。ただ荘域内ということで公権としての地頭職が覆う範囲ではあり、地頭課徴米の徴収等についてはありえたかもしれない、今後の検討に委ねたい。

第三章 暦応年間の境相論と現地調査をめぐる

堺争論図への転換時期の判断に先立ち、黒田氏の暦応元年提出絵図説と小川都弘説との対立について検討しておく必要がある。小川氏は現存

図右下の一紙の貼り換えは、暦応元年の現地調査報告後に富田莊側が行なったもので、「第二回目の古河の古跡」調査前の暦応二年三月六日（同三年四月十六日の間のこととしている。氏の論議は多岐に渡っているが、基底にあるのは暦応元年の現地調査後の暦応三年に第二回目の現地調査がなされたとする事実認識である。これは従来の共通認識であったが、問題がある。

A 暦応元年十二月十五日「民部権少輔荒尾宗顕請文」／B 暦応元年十二月十五日「荒尾宗顕代兵庫允長章請文」／C 暦応元年十二月十八日「左衛門尉上條篤光請文」／D 暦応三年九月十六日「民部権少輔荒尾宗顕注進状」／E 暦応三年九月十六（カ）日「上條篤光注進状」。

暦応元（一三三八）年九月廿五日以前に訴訟が再提起され、以後展開した相論については、暦応元年十二月のABCと暦応三年九月のDE、計五通の両御使に関わる報告文書から基本的経過を知ることが出来る。ここで問題となるのは次の点である。現存円覚寺文書は、幕府側からの「御奉書」をうけて、両御使側から当事者双方への報告が前後二度なされている事実を伝えている。最初は暦応元（一三三八）年九月二十五日の「御奉書」（現存せず）とそれに対応する同年十二月の報告書（ABC）、二度目は暦応三年四月十六日「御奉書」（現存せず）に基づく暦応三年九月の報告書（DE）である。この前後二度のやりとりに関して、従来は踏み込んだ分析はなされないまま、前後二度とも「御奉書」と報告書との間に現地調査がなされたものと想定してきた。この見方は、一度目のやりとりの間に明らかに現地調査が行なわれ報告書はその報告となっており、二度目も現地調査について述べられていることから、二度目の応答の間にも現地調査が行なわれたに違いないと考えてのことであった。また二度目報告には一度目報告にみられないことが記されている点も、それが新たな調査によるものと判断する要因になっているのだろう。しかし以下に明らかにするように、二度目報告では一度目に報告されている現地調査と全く同じことが問題とされており、二度目報告は前回の報告の詳細について再報告したものである可能性が高いのである。この問題は両度の報告書を全体的に対照させて逐一照合することによって明確となる。以下、暦応元年報告と暦応三年報告との内容比較を行なっていく。

暦応元年のABC三報告書のうち詳しいのはBCで、Bは完全な形で伝存している。B 暦応元年十二月十五日「荒尾宗顕代兵庫允長章請文」の文章構造は次の如くである。

注進 円覚寺領尾張国富田庄雑掌与宣政門院御領同国一楊余田方雑掌相論萱野境事

— 事書

右、任去九月廿五日御奉書之旨、上条太郎左衛門尉相共莅彼萱野境、令檢知之処

— 現地調査を行なうことになった事情

如富田庄雑掌申者（略）

— 富田莊雑掌の主張

如一楊余田方雑掌申者（略）

— 一楊余田方雑掌の主張

「爰於所被載寛治官符海東郡并古河境者、両方雖無異論、彼所者、非今相論萱野之境……………」（略）

— 現地調査の内容説明

此条若偽申候者、可罷^レ当日本国中小神祇冥道御罰^レ候、
仍注進言上如^レ件、

— 起請の言葉

— 注進状の結びの言葉

暦応元年十二月十五日

兵庫允長章（裏花押）

暦応三年の報告文書は二つとも後欠である。少しだが多く残存しているD暦応三年九月十六日「民部権少輔荒尾宗顕注進状」について文章構造を示す。

— 事書き

円覚寺領尾張国富田庄雜掌与同国一楊御厨余田方雜掌良勝相論堺事、
今年四月十六日御奉書、謹以拝見仕候訖、

— 「御奉書」を拝見した旨を記す

抑、任^レ被^レ仰下^レ候之旨、上条太郎左衛門尉相共莅^レ彼所、尋^レ究寛治古河在所往代古跡^レ候之處、

— 話を現地調査についてむけた問題箇所

「……（略）」

— 現地調査の内容説明だが後欠となっている

BDを比較しよう。暦応元年Bでは「去九月廿五日御奉書の旨に任せ、上条太郎左衛門尉と相共に彼の萱野境に莅み、検知せしむるの処」と、明らかに九月廿五日奉書の命令によって現地調査を行なったという経緯が述べられている。それに対し暦応三年Dでは「今年四月十六日御奉書、謹んで以って拝見仕候い訖ぬ」と今年四月十六日の御奉書を拝見した事実を述べた後、「抑（そもそも）」の語が記された後「仰下され候の旨に任せ、上条太郎左衛門尉と相共に彼の所に莅み、寛治古河在所往代古跡を尋ね究め候の処」とあるだけである。従来はこの部分を新たな現地調査のことであると解釈してきたのであるが、第一回報告書の文章は明らかに御奉書の旨に任せて萱野境に莅み検知したという事実の流れが明文化されているのに対し、第二回目は四月十六日御奉書を拝見したという文章はそこで終わっており、次の「仰下され候の旨に任せ、上条太郎左衛門尉と相共に彼の所に莅み、寛治古河在所往代古跡を尋ね究む」という文章は「抑」という語句によって新たに説き起こされる形になっている。「抑」という語は事の起こりを説き起こす場合に使われる接続詞で、この場合以前行なった現地調査のことをふりかえる意味をもって使用された可能性がある。『岩波古語辞典』⁵⁾によれば、「抑」には接続詞と名詞があり、接続詞は「物事を説き起こしたり切り出したりするに使う」とある。要するに、Dでは新たな現地調査についてではなく、御奉書への返答として暦応元年に現地調査を行なった時の経緯に遡って報告の文章を説き起こしていると考えられるのである。また小川氏は「尋究寛治古河在所往代古跡候」とあるのを第一回目と違う調査目的としたが、これは第一回調査での基本作業であって、報告の表現の違いにすぎない。この点は、両現地報告を照合検討して、同じ事柄が述べられていることを確認することによって、より明確になる。まず現地調査参加者についての記述を比較しよう。検知者については、暦応元年十二月の報告書ABからは、荒尾宗顕代兵庫允長章と上条太郎左衛門尉の名が、暦応三年九月の報告書DEからは、上条太郎左衛門尉と荒尾民部権小輔の名が

わかる。問題となるのは、元年報告では荒尾宗顕方検知者はその代官兵庫允長章であったことが分かるようになっていたのに対し、三年報告では「荒尾民部権小輔」とだけしか記していない点であるが、このことをもって一度目は代官、二度目は本人として理解するほどではないだろう。後者の場合、代官は荒尾宗顕その者として記されているとみてもよいからである。次に各利益代表者としては、元年報告では富田庄雑掌・一楊余田方雑掌と双方とも名前までは分らないのに対し、三年報告では一楊方雑掌だけは「良勝」の名が分かるが、同じ人物とみて矛盾は全くない。しかし決定的なのは現地調査内容であろう。暦応元年十二月報告から分かる現地調査の要点は、次の如くである。現地の実情に照らして、双方から主張するところの堺を確認する作業を行なったが、決定的根拠となる寛治官符に載せる「海東郡并古河境」については双方とも異論はなかった。問題の箇所は「為寛治以来新開発并浜須賀生出萱野」であつたため、双方とも主張する堺の正当性を証明する証拠を提示することができなくて、「両方引き申す」ことになった。そのため一方の主張を採用することができず、新たに絵図を造り双方が主張する堺の線とそれに囲まれる領域を明示して、その絵図の裏に両使が署名して、それを双方の領主への注進状に添えて提出することになった。これはすなわち、ひとまず両方の主張と現状を確認するに止まつただけで、この相論は決着を見ることができなかったことを意味する。各部分を分解して対照してみよう。

(1)「所被載寛治官符海東郡并古河境」について：〈暦応元年十二月の報告書〉ア「爰於所被載寛治官符海東郡并古河境者、両方雖無異論、彼所者、非今相論萱野之境」(BC)。(暦応三年九月の報告書)ア「尋究寛治古河在所往代古跡候之处、如号富田庄雑掌差申古河之古跡者、富田庄与一楊御厨、両方無異論」、イ「御厨河々上(付彼河東)、在所往之、即加檢知候之处、或柳生、或野島候(南部弥六所領越智村云々)、自彼在所(御厨河以東)北之端、迄于当論所萱野北之堤、行程五十余町(御厨河以西)、海東・愛智両郡境之道、両方無異論」、任「往代古跡」、富田・一楊田園所務無相違候」(D)(文字に若干の違いはあるがEも同趣旨)。これは双方に異論のなかった寛治官符所載の海東郡并古河境界線部分に関する報告である。元年報告の「爰於所被載寛治官符海東郡并古河境者、両方雖無異論」、彼所者、非今相論萱野之境」という記述は、三年報告のア「尋究寛治古河在所往代古跡候之处、如号富田庄雑掌差申古河之古跡者、富田庄与一楊御厨、両方無異論」に対応する。文章は違っているが、この場合、元年報告でいう寛治官符の「海東郡并古河境」と、三年報告でいう「富田庄雑掌差申古河之古跡」或いは「寛治古河往代古跡」とは実質的に同じものを差しているといえる。すなわち前者は古河の境、後者は古河の古跡と、使用する文字は違っているが、古跡によって境が確認できるという意味において両者は一体であり、そのどちらの方で表現しているかの違いであつて、実質的には同じ事柄をさしていると解釈できる。しかも結論的に両当事者は異論なしとしているのである。要するにここで尋ね究めようとしていたのは「寛治古河在所往代古跡」であつて、その際に富田庄雑掌が古河之古跡を差申したということが記載されている点は説明

がより具体的になっているが、結論的に富田庄と一楊御厨の両方とも異論が無かったという、同じ結果が記されているのである。注目されるのは三年報告には新しいイの部分があることで、次のことが記されている。御厨河の川上で川東の在所に検知を加えたが、そこには柳が生えたり野島となったりしており南部弥六の所領で越智村ということであった。彼の在所（御厨河以東）の北端より当論所たる萱野の北の堤まで行程は五十余町（御厨河以西）で、海東・愛智両郡の境の道をなしているが、それには両方とも異論は無く、往代古跡にしたがって双方共に「田園所務」を続けてきた、と。この部分は元年報告にはみられないことから、従来二度目の現地調査がなされたと考える根拠となってきたものであろう。しかしこの記述は、内容的には現在争論対象とはなっていない寛治以来双方とも承認しあつてきた部分の境界線・領域についての詳しい経緯を述べているにすぎず、元年のAまたは三年のAの部分の補足説明となつていゝと解することができるのであつて、新たに現地調査を行なつたと解する必要性はないのである。すなわちこの記述は、我々にとって元年報告書にはない貴重な史料ではあるが、この部分の領地・境界線については双方とも異論のなかつたことが述べられている点で、同じ結論が述べられているのである。

(2) 論所となつた境界線について：〈暦応元年十二月の報告書〉「当相論境者、為寛治以来新開発并浜須賀生出萱野之間、海東郡并古河余流不分明、仍両方引申」(B)。「當相論境者、爲寛治以来新開發并濱須賀生出萱野之上、稱古河之跡分、南北在之、仍海東郡并古河余流不分明、而両方引申」(C)、傍線部は荒尾報告にはない。／〈暦応三年九月の報告書〉「如号一楊雜掌良勝差申古河之古跡之在所者、当論所之萱野之北端、自御厨河相分流在之、仍令檢知候之處、当論所者、如先度言上、寛治以後新開發之海際浜須賀生出萱野候之間、非所載寛治官符之古河之古跡候歟」(D)（文字に若干の違いはあるがEも同趣旨）。問題となつてゐる境界線については、元年Bでは「当相論境者、爲寛治以来新開發并浜須賀生出萱野之間、海東郡并古河余流不分明、仍両方引申」と極めて簡潔に述べられているのに対し、元年Cでは「稱古河之跡分、南北在之」と言う部分の説明が多くなつてゐる。暦応三年報告では、論所たる萱野の場所確認が一楊雜掌良勝が古河古跡の在所を指し示すことによつてなされたと述べられている点と、「当論所の萱野北端には御厨河からの分流があつて、それを検知した」という行為が述べられている点が新しく、具体的に詳しい状況説明となつてゐる。しかし、その後の「当論所者、如先度言上、寛治以後新開發之海際浜須賀生出萱野候之間、非所載寛治官符之古河古跡候歟」と述べた部分は、元年報告で「爲寛治以来新開發并浜須賀生出萱野之間」と説明しているところと同じことを言つており、一方の主張を支持できないことを再確認している結果となつてゐる。また元年報告では「海東郡并古河余流不分明、仍両方引申」と双方の「引申」したという態度を具体的に述べてゐるのに対して、三年報告では「非載寛治官符之古河古跡候歟」と報告者の判断・感想が述べられてゐる点で違いがあるが、要するに結論的には判断ができないという事態を述べたことには違いがない。特に「如先度言上」といういい方はこの問題について現段階で言えることは前回の報告で述べてゐる通りである旨を表現してゐると解釈できる。

のである。

(3) 新造絵図作成について：〈暦応元年十二月の報告書〉「号御厨河并古河余流萱野境分、載于新造絵図」（両使封裏）、謹進上之、「仍今検知之境并覚悟分、任実正載于絵図、進上之」(B)。「号御厨河并古河余流萱野境事、今検知之覚悟分、任実正載于新造繪圖」（両方封裏）、謹進上之」(C)。／〈暦応三年九月の報告書〉「如レ此相論之在所、両方差申境候次第、載于新造絵図、先度委細令注進候訖」(D)。「如レ此相論之在所（後欠）」(E)。元年報告では「号御厨河并古河余流萱野境分」を「新造絵図」に載せ、両使が裏を封じたという作業と、「仍今検知之境并覚悟分」を「任実正載于絵図」これを進上したという作業が述べられている。これは土地争いで決着がつかない場合の基本的手続きである。今検知の境と覚悟分とを「新造絵図」に書き入れたとあるのは、双方が主張していた領域の境線とそれに挟まれた面で表される論所域が絵図上に明示されたことをいつているのである。双方が主張する境界線とそれに挟まれた論所が「覚悟分」なのであって、確定判決がでるまで公権力がそれを預かり両当事者は手出しできなくなる訳である。このような場合両者が和与を行なうまで幕府方に所属することになる。これに対し、三年報告では詳しい方のDでも「如レ此相論之在所、両方差申境候次第、載于新造絵図、先度委細令注進候訖」とまでしか記載されてないが、「此くの如きの相論の在所」と「両方差申す境に候次第」を「新造絵図」に載せる作業と、「先度委細令注進候訖」という作業の二つの行為が述べられているのは、明らかに元年報告と同じ事をさせている。特に「委細注進せしめ」たのが「先度」のことである旨が明示されている点はそれが明らかに元年の注進のことであるとわかるだろう。一度現地調査を行い双方の主張する境界線と論所を書き込む新造絵図が作られているのに、また同じ作業をするとは考えられない。なお、絵図に境界線と覚悟分を描き入れる措置を執るにあたって、両御使ともに「此くの如き相論の在所」といういい方をしている点はこの種の相論がどちらか一方側の主張が正しいとはなりがたいことを痛感しているようにもみえる。この決着が貞和五年（南朝正平四年、一三四九）七月になってようやく和与によって着いたのも、結局双方にとって決定的根拠に欠けており、このままでは両方とも損をするだけなので中分に至ったものであろう。

(4) 古老への聴取について：〈暦応元年十二月の報告書〉「次尋問古老仁、可執進起請文由、雖被仰下候、彼論所近辺者、皆以為富田・一楊両方進止所領之間、彼所領内輩起請文、不足信用之由令申之間、不レ及尋沙汰候、」(B)。(文字に若干の違いはあるがCも同趣旨)。／〈暦応三年九月の報告書〉「次可尋問近隣古老」以下欠」(D)。(Eは全欠)。現地に住み以前からの実情に詳しい者すなわち「古老」から事情を聴取することに関しての記述である。元年報告には、初めそれを行なう予定で「御奉書」でまず起請文を執進めてから行なうようにと指示されていたが、論所近辺は富田莊側か一楊御厨側かどちらかの所領となっており、その居住者の起請文を執り進めても信用できないので、尋ね沙汰には及ばなかったという旨が述べられている。三年報告は、二文書とも欠損してしまっているが、荒尾宗顕注進状では「次可尋問近隣

古老「以下欠」とあり、同じことが論点にあがっていたことはわかる。これも、暦応元年の現地調査についての繰り返しとみて何ら矛盾はない。以上によって、暦応三年報告には元年報告にみられなかったことも記されていたが、それは新たに調査を行なった結果ではなく、前回の報告を補足する目的で詳しく述べたものであることが判明した。したがって暦応三年報告の前提となった同年四月十六日「御奉書」で命じられたのは、元年の現地調査について詳細を再確認するための督促であったことになる。暦応三年に二度目の現地調査がなされたと考えてきた従来の想定が誤りであるとともに、その二度目に向けて現存絵図が用意されたとする説は成立しないことになる。

むすびに

原図は、領家領と多数の国衙領を含む富田庄全領域を示すとともに、円覚寺が地頭請権を主張する諸区域を建物描出で表そうとしたものであった。これは現地管理上の必要からというよりも、むしろそれら権利の安堵を申請する必要で作成したものであると考えた方がよいだろう。その時期を求めるとすると、鎌倉期は北条氏の保護の下で安定した事実支配が続いていたと思われるので可能性は小さい。やはり北条氏滅亡で支配体制がゆらぐことになった後醍醐政権に地頭請安堵を求めた時か、足利政権成立直後に安堵申請を行なった時か、の二時期に限定されてくる。領家領と国衙領に建物を描くという方法によって地頭請権を主張していると考えられる原図は、正に国衙領への地頭請を原則として認めようとしなかった後醍醐政権への申請の際や、逆にそれを承認した足利政権に申請する際の付図としてふさわしい内容をもっているのである。そのどちらの可能性が大であるかについては、先行する建武元年の後醍醐政権に対する時が第一候補ということになる。なぜなら後醍醐政権への申請はかなり時間をかけて行なっているのに対し、足利政権の安堵は八月の政権成立直後の九月になされており、これは詳しい内容の検討抜きに一先ず後醍醐政権によって没収された旧領の回復を認める法として出されたものと考えられるからである（足利政権も後醍醐政権の旧領回復令等で生じた問題解決のために広汎に旧領回復令を出していることは、既に佐藤進一『南北朝の動乱』で明らかにされている）。

次は堺争論図への転換時期についてだが、まず相論図作成可能性のある時期を上述の原図作成期に捉われずに考えてみよう。両者が萱野をめぐって対立し始めたのは、正和四（一三一五）年以前のことと、先に相手から不当とされる排他的行動にでたとされているのは富田庄側で、一楊御厨余田側の主張に「限_三于御厨河余流」、知行之由掠_三申之_一、募_三関東武威_一、非分押領之間」とあり、対立が始まってから以後も現地支配を実現していたのは富田庄側であったと考えられる。注目されるのは「知行之由掠_三申之_一」とあることで、この文章からは、円覚寺側が鎌倉幕府から知行安堵の下知状等を獲得していた可能性を思わせるところである。その場合の境相論図が作成されていた可能性については、鎌倉期を通じて北条氏の政治力を背景に事実支配を続けることができたと考えられ、やはりそれだけで事足りたと思われ、大きくはないだろう。これに対

して余田方は、正和四年に初めて訴えを行い朝廷から度々「勅裁」を得ていたようだが、円覚寺は北条氏の手厚い保護を受けていたことから「関東武威を募」り続けて実質的に支配を続けていた。しかし元弘三年（一一三三）五月、鎌倉幕府が滅び後醍醐天皇の政権が成立することになり、円覚寺側は一時保護者を失ってしまふ。余田方が後醍醐政権（「先朝」）の勅裁を得て「当知行無相違」となる。このことを富田莊側は「元弘以来、寄事於寛治官符、掠申 勅裁、号古河余流押妨之間」と述べているだけで後醍醐政権への堺争論提訴事実を確認できない。恐らく後醍醐政権への働きかけは前述の如く国衙領諸領域への地頭請權回復請求が精一杯で、余田方との堺争論関係までには及ばなかったであろう。しかし建武三年（一一三六）八月後醍醐政権は転覆し京都には足利政権が成立し、後醍醐政権の「勅裁」を根拠とする一楊余田方の知行実現力は弱められ、富田莊側からの反撃が開始される。このことを余田方は「不顧先非、可令管領之由掠申之条、無謂」と述べている。ここでははっきりと「掠め申す」という云い方をしており、富田莊側が足利政権による地頭請安堵に勢いづき境界問題に対しても積極行動にでたと考えられる。これは九月十五日「足利尊氏御教書」により寺領安堵を獲得してから以後、現存文書が示す暦応元（一一三八）年の「御奉書」以前の間に、富田莊側から新たな訴訟が提起されたことを示している。再び武家政権の支援を得やすい情勢になったため円覚寺側が回復運動を強めたからであるが、暦応元年という時期に現地調査がなされたのは、この年北畠顕家・新田義貞など南朝勢力の有力武將を戦死させ、尊氏は征夷大將軍に就任し足利政権・北朝側の優越が明白となり、特に吉野など一部を除く畿内周辺地域において政権の秩序維持機能が安定化してきたことを反映しているのかもしれない。したがって、現存境相論図への転換の可能性がある時期は、建武三年末頃から暦応元年前半頃までの間となる。なお現存図は茶色絵具の使用（色褪せの可能性の検討の必要性はあるが）や差し替えの仕方がやや杜撰であったこと等から、提出用ではなかったのではないかという懸念を捨てきれないが、現段階では断定できることではない。

註

(1) 拙稿「パリア海退と日本中世社会」（東京学芸大学附属高等学校研究紀要二八号一九九一年三月、後拙著『中世の農業と気候』二〇〇二年吉川弘文館に収録）。その後の成果は別稿を期している。

(2) 本稿では、一九七三年『神奈川県史資料編 古代・中世（2）』付録「尾張国富田莊繪圖」・二〇〇〇年東京大学出版会東京大学史料編纂所編『莊園絵図集成』収録絵図・二〇〇一年愛知県史編さん委員会編集『愛知県史史料篇八・中世一』所載絵図等を参照した。

(3) 円覚寺所蔵尾張国富田莊絵図については多くの研究者が言及しているが、本稿で取り上げる研究は次の通りである。『愛知県史』史料篇8・中世1（愛知県史編さん委員会編集、平成13年3月）絵図の解題。一九八二年三月建設省中部地方建設局庄内川工事事務所編集発行『庄

内川流域史』。水藤真「莊園絵図について」(『企画展示・莊園絵図とその世界』、国立歴史民族博物館編集、一九九三年)。米倉二郎「円覚寺領尾張国富田荘」(『石橋博士還暦記念論文集・地理論叢』八輯、一九三六年、後同『東亜の集落』古今書院一九六〇年、所収)。水野時二「尾張の歴史地理」(上・中編)昭和36年3月名古屋鉄道株式会社)。板倉勝高「尾張国富田庄を例とする日本庄園の村落構造」(東北地理五一一、一九五二年)。大山喬平「尾張国富田荘について」(一九六五年『オイコノミカ』創刊号、後一九七八年十二月同氏著『日本中世農村史の研究』第二2部Ⅸ「絹と綿の莊園」として収録)。『鎌倉市史 資料編二』。安田喜憲「尾張国富田庄の歴史地理学的研究」(『立命館文学』三〇三号、一九七〇年)。『神奈川県史資料編 古代・中世2』(昭和四十八年三月)付録「尾張国富田荘繪圖」の解説(竹内理三)。黒田日出男「一枚の絵図をめぐる―円覚寺領尾張国富田荘絵図を読む―」(一九八四年東京堂『莊園制と中世社会(竹内理三先生喜寿記念論文集下巻)』所収、後同氏著『境界の中世象徴の中世』東京大学出版会一九八六年所収)。小田雄三「鎌倉時代の尾張国富田庄について」(『年報中世史研究』一四号一九八九年)。小川都弘「尾張国富田荘絵図の空間叙述」(葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー―下巻』地人書房一九八九年)。吉田敏宏「中世絵図読解の視覚」(小山靖憲・佐藤和彦編『絵図に見る莊園の世界』一九八七年東京大学出版会)。上村喜久子①「絵図に見る富田荘の開発と形成」(『名古屋短期大学研究紀要』二四号、一九八六年)②「富田荘」(『講座日本莊園史五―東北・関東・東海地方の莊園―』一九九〇年吉川弘文館)。樋口州男「円覚寺領尾張国富田荘絵図について」(竹内理三編『莊園絵図研究』東京堂出版 一九八二年)。

(4) 本稿で利用した富田庄関連史料は、前掲『神奈川県史資料編 古代・中世2』と『愛知県史史料篇八・中世2』所載のものである。次は全て円覚寺所蔵文書で番号は後者の史料番号である。A暦応元年十二月十五日「民部権少輔荒尾宗顕請文」一〇九八号。B暦応元年十二月十五日「荒尾宗顕代兵庫允長章請文」一〇九九号。C暦応元年十二月十八日「左衛門尉上條篤光請文」一一〇〇号。D暦応三年九月十六日「民部権少輔荒尾宗顕注進状」一一二八号。E暦応三年九月十六(カ)日「上条篤光注進状」一一二九号。

(5) 『岩波古語辞典』(一九七四年十二月)。

(二〇〇三年九月二十二日受理)

